

事務連絡  
令和5年12月20日

各都道府県

ローカル10,000プロジェクト担当課 御中  
市 区 町 村 担 当 課 御中

総務省地域力創造グループ地域政策課

**ローカルスタートアップ支援制度及び  
ローカル10,000プロジェクトの推進に係る事業の募集について**

日頃より地域活性化の推進のため、格別の御配慮と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。さて、政府全体でスタートアップを推進している中、地域から全国へのボトムアップの成長を推進するため、地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業を支援し、地域発の経済好循環を創り出していく意義は大きいと考えております。

総務省では、このような地域資源を活用した事業の立ち上げを幅広く支援していくため、「ローカル10,000プロジェクト」を活用する事業を含め、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を下記のとおり今年度から創設し、地域でのスタートアップを幅広く支援することとしておりますので、積極的に御活用いただけますと幸いです。

なお、ローカル10,000プロジェクト担当課におかれでは、下記の内容を府内部局にもれなく周知いただくと同時に、市区町村担当課におかれでは、管内市区町村窓口部局へ周知いただくとともに、各関係部局に確実に周知されるようお願い申し上げます。

記

**1. ローカルスタートアップ支援制度について**

地域資源を活用し地域課題の解決に資する地域密着型事業の創業を支援するため、「ローカル10,000プロジェクト」や、地方財政措置、既存の関連措置（地域おこし協力隊等に対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）と合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化しました。

以下のとおり事業立ち上げの各段階に応じて支援することとしており、積極的な活用を御検討いただきたく存じます。

また、以下に記載した特別交付税措置について、毎年度、12月に当該年度に係る経費の交付決定がなされる予定であり、総務省に報告時点で見込額を報告する場合は、把握可能な適切な額を御報告ください。

算定様式等は、「特別交付税の額の算定に用いる基礎数値照会」でお示しいたします。

なお、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項に基づく創業支援等事業計画を作成済若しくは策定中の団体に対して特別交付税措置を講じておりますので、御留意願います。

※「(3)イ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継」及び、「(3)ウ ふるさと起業家支援プロジェクト」に係る特別交付税措置は、創業支援等事業計画を未策定の団体も対象になります。

(1) 事業の企画段階及び(2)事業の準備段階は、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象となります。

## (1) 事業の企画段階

### 以下の経費について特別交付税措置

- ・関係者の打合せに要する経費（会議費、旅費、謝金）
- ・創業支援等事業計画の作成に要する経費（旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費）
- ・創業塾の実施等、関係者の研修に要する経費（委託費、謝金、会議費）
- ・案件募集に要する経費（委託費、企画運営費、広報費）

## (2) 事業の準備段階

### 以下の経費について特別交付税措置

- ・地域資源の発掘、活用方法の分析に要する経費（委託費、旅費、会議費、謝金）
- ・創業のためのビジネスモデル構築支援に係る経費（調査・シミュレーション）  
（調査費、委託費）
- ・法人設立等に要する経費（定款、登記簿、社会保険・税務関係書類作成）  
（委託費、旅費）
- ・オフィスの賃貸に要する経費（賃料、インキュベーション施設借入費）

※事業開始後、3年間の限定措置

## (3) 事業の実施段階

### ア ローカル 10,000 プロジェクト

- ・民間事業者の初期投資費用に対して地方公共団体が地域金融機関等の融資と協調して公費により助成する制度
- ・地方公共団体の負担額について、国費により支援するとともに、特別交付税措置

### イ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継

- ・地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費について、隊員が早期から起業等の準備に着手することができるよう、特別交付税措置

### ウ ふるさと起業家支援プロジェクト

- ・起業家の事業立ち上げに係る初期投資費用に対して地方公共団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等の経費について、特別交付税措置

#### （参考資料）

ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進について  
(平成 29 年 10 月 27 日付総務省地域力創造グループ地域政策課長、  
総務省自治税務局市町村税課長通知)

### エ 以下の経費について特別交付税措置

- ・ローカル 10,000 プロジェクトにより活用する地域資源の商品化可能性調査に要する経費（調査費、委託費）
- ・ローカル 10,000 プロジェクトに対する地域内外での需要動向調査に要する経費  
（調査費、委託費）
- ・ローカル 10,000 プロジェクトに係る収支計画書及び初期投資計画書のシミュレーションに要する経費（調査費、委託費）
- ・ローカル 10,000 プロジェクトの実施計画書の作成に要する経費  
（旅費、郵送費、会議費、委託費、印刷費）

## (4) 事業立ち上げ後のフォローアップ段階

### 以下の経費について特別交付税措置

- ・事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費  
（調査費、委託費、会議費、旅費、謝金）

## 2. ローカル 10,000 プロジェクトについて

産学官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」について、令和 5 年度は以下のとおり実施いたします。

なお、これまで交付決定を受けた事業は、農林水産、商工・観光振興、環境エネルギー、教育等多岐の分野にわたり、地域経済の循環や雇用の創出に繋がっております。各都道府県のローカル 10,000 プロジェクト担当課におかれでは、庁内部局にもれなく周知いただき、本交付金の活用を検討いただくとともに、交付金申請に当たっては、庁内取りまとめの上、以下の書類を御提出ください。

また、市区町村担当課におかれでは、管内市区町村窓口部局へ周知いただくとともに、各関係部局に確実に周知されるようお取り計らいいただくとともに、応募する市区町村がございましたら、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、御提出ください。

### (1) 令和 5 年度の改正事項

#### ①融資元の拡充

日本政策金融公庫による融資、沖縄振興開発金融公庫による融資、ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体による融資を融資元に追加

なお、ふるさと融資を利用する場合は、地方公共団体による地方債の利子負担及び連帯保証料の補助に対して、特別交付税措置を講ずることとしている

#### ②融資条件の緩和

保証付き融資を可とする

なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない

令和 5 年 3 月 15 日から、創業を予定している方又は創業後 5 年未満の法人については、保証料の上乗せ負担等の一定の要件の下、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」の取扱いが全国の信用保証協会で開始されており、詳細は以下の HP を参照

<https://www.zenshinhoren.or.jp/news/3897/>

また、令和 6 年 4 月から、経営者の取組次第で達成可能な要件（法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等）を充足すれば、保証料の上乗せ負担（事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動）により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度が創設

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>

#### ③事業実施計画の記載項目の軽減

地方公共団体が総務省に提出する事業実施計画書について、記載項目の軽減を図るとともに、詳細な記載例を掲載

#### ④その他

ローカル 10,000 プロジェクト実施に当たって、新たに交付要綱を整備する地方公共団体の皆様の参考になるよう、交付要綱案を令和 4 年 10 月 21 日付で送付

また、ローカル 10,000 プロジェクトの地方公共団体の窓口を総務省 HP に掲載

### (2) 令和 5 年度の重点支援項目

生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費 10/10】

脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費 3/4】

※脱炭素に先駆的に取り組む「脱炭素先行地域」に選定された団体及び分散型エネルギーインフラプロジェクトに採択された団体からの申請については、重点的に相談・審査を実施

### (3) 提出書類等

#### ア 提出書類 (④を除き、事業毎に調製願います。)

①地域経済循環創造事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）。

※ 実施計画書別記様式第1号－1及び第1号－2を提出すること。

②交付対象経費の根拠となる見積書

③その他応募事業に係る説明資料（任意）

④交付申請事業一覧表

※ ①については、今年度から記載項目の軽減を図るとともに、詳細な記載例を送付しております。

※ 要綱別記様式第1号（以下「交付申請書」という。）については、実施計画書の審査後に提出していただくこととします。

#### イ 提出期限

随時受け付けます。 交付決定のスケジュールについては、エを参照願います。

#### ウ 提出方法及び提出先

電子データによる。

（提出先） 総務省地域力創造グループ地域政策課：[chisei@soumu.go.jp](mailto:chisei@soumu.go.jp)

※ 送付する電子データが大容量となる場合は、別途御連絡ください。  
大容量ファイル転送システムを御案内いたします。

#### エ 交付決定スケジュール（予定）

実施計画書等提出時期	交付決定時期（予定）
毎月10日とりまとめ	翌月下旬

※ 交付決定時期は応募事業数の多寡等により、多少前後することがあります。

※ 毎月10日（土日祝の場合は、直前の開庁日）までに応募いただいた事業についてとりまとめ、有識者審査を経た後、交付申請書を提出いただき、応募の翌月下旬の交付決定を予定しています。

#### オ その他

事前の相談を広く受け付けていますので、御不明な点については、下記担当者までお問い合わせください。

以下のURL（総務省HP内）において、本事業についての概要やハンドブック、優良事例等掲載しております。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/local10000\\_project.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html)

ローカルスタートアップ関連施策支援推進会議（例年1月～3月頃に総務省が関係省庁と共に開催）において、本事業及び活用事例を紹介しております。以下のURL（総務省HP内）に資料を掲載しておりますので、参考に御覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/r03junkankaigi.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/r03junkankaigi.html)

(連絡先) 総務省地域力創造グループ地域政策課  
住 所 : 〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2  
担 当 : 中津留係長、金澤事務官  
西尾事務官、服部事務官  
電 話 : 03-5253-5523  
メール : [chisei@soumu.go.jp](mailto:chisei@soumu.go.jp)